

提供年月日:平成17年(2005年)7月14日

部局名:健康福祉部 所属名:子ども家庭課

担当名:虐待防止・DV対策担当

担当者名:郷間·金澤

内線:3551

電話:077-528-3551

E-mail: em00@pref.shiga.lg.jp

# 平成16年度 子ども家庭相談センターにおける子ども相談件数について

平成16年度における、中央および彦根子ども家庭相談センター(児童相談所)に寄せられた、子どもの虐待に関する相談など相談状況を別添のとおりとりまとめました。

# 1 相談の状況

相談の種類は、大きく分けると『養護相談』、『障害相談』、『非行相談』、 『育成相談(性格行動や不登校など)』などの相談があります。

相談件数は3,135件で、前年度比110.4%(H152,839件)と増加しています。

そのうち、『養護相談』に多く占める虐待相談件数は566件で、相談件数全体の2割弱を占めています。(H15 15.0% H16 18.1%)

なお、『障害相談』は、平成15年度の市町主体の障害者支援費制度の施行により、大幅に減っています。

# 2 虐待種別年齢別の状況

虐待相談件数は566件で、前年度比133.2%(H15425件)と増加し、 平成2年度調査開始以降、最も多く、最も大きい伸び数(141件)となって います。

虐待種別では、『身体的虐待』が252件(H15 208件)と一番多く、全体の4割強を占めています。(H15 48.9% H16 44.5%)

次いで、『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』が220件(H15 144件)に増え(H15 33.9% H16 38.9%)、この1年の伸び数、伸び率では一番大きい。(対前年度比152.8%)

被虐待児童の年齢別では、『小学生』が241件と前年度と同様に一番多く、 全体の4割を占めています。(H15 40.7% H16 42.6%)

中学生以上についても 1 3 7件(H15 8 1件)と増えています。 (H15 19.1% H16 24.2%)

# 3 虐待相談の経路状況

相談の経路状況では、多い順に、

学校等 1 5 5 件 (H15 6 2 件) その他(ほとんどが市町) 9 0 件 (H15 1 1 4 件) 福祉事務所 8 7 件 (H15 8 0 件) 家族 5 8 件 (H15 4 9 件) 隣人・知人 5 4 件 (H15 3 6 件) 児童福祉施設等 5 0 件 (H15 3 5 件)

これまでは、『その他(ほとんどが市町)』や『福祉事務所』が一番多かったが、 今回、はじめて『学校等』が一番多くなった。(対前年度比250.0%)

また、『隣人・知人』の伸び率も大きい。(対前年度比150.0%)

# 虐待相談件数の主な増加の要因

昨年1月の岸和田事件など全国で発生する事件を受けて、県民や関係機関における関心と通告の意識が高まっていること。

特に、学校、保育所、医療機関など子どもへの虐待を発見しやすい関係団体の役割や責任の意識が高まってきていること。(昨年4月から、各小中学校に虐待対応教員を配置したことや、通告書の様式化を図り、疑わしき場合も通告するよう指導・徹底された。)

(『隣人・知人』『学校等』『児童福祉施設等』『医療機関』からの増)

岸和田事件などにより、保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)に対する意識等が変わってきていること。(『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』の増)

市町のネットワーク化が定着してきた中で、特に、潜在的な虐待ケースの掘り起こしがされてきたこと。

複雑、困難なケースの増加に伴い、援助が継続、長期化したこと。

#### 【4 虐待相談の主な虐待者状況】

主な虐待者の内訳では、『実母』が345件と前年度と同様に一番多く、全体の6割強を占めています。(H1563.1% H1661.0%)

次いで、『実父』が144件(H15 96件)に増え、伸び率では一番大きい。(対前年度比150.0%)

# 5 立入調査の状況

立入調査は21件と前年度より3件増。平成12年度の4件と比較して5倍以上伸びています。

そのうち、警察官の同行は6件と前年度より2件増。平成12年度の2件と比較して3倍伸びています。

#### 注) 児童虐待防止法

#### 第9条

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童 委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に 立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

#### 第10条

児童相談所長は、・・・児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、・・・・当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

#### 6 一時保護

県内の各子ども家庭相談センタ・内に、一時保護所(定員30人)を設けています。(中央20人・彦根10人)特に、虐待などの理由により、家庭から一時的に離す必要がある場合などに行われています。

『年間保護件数』は383件に対して、『年間保護実人員』296人、『年間保護延件数』6,365件、『1人平均在所日数』16.6日、『1日平均保護日数』17.4人は、過去、最も多くなっています。

また、1日最高在所人数は、定員超過となる日があります。

そのうち、虐待については、『年間保護件数』169件に対して、『年間保護 延件数』3,537件は、過去、最も多くなっています。

以上のことより、虐待などの困難事例の増加に伴い、一時保護所の保護期間の長期化、定員超過という事態が起こっています。

また、こういった背景や、虐待や非行などの複合的な理由などで、一時保護を 児童養護施設などに一時保護委託をするケースが多いのも特徴的で、一時保 護延件数は、全体の3割弱(27.5%)を占めています。

#### 注)児童福祉法第33条

児童相談所長は、必要があると認めるときは、・・・・児童に一時保護を加え、 又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。

# 7 虐待相談の処理状況

『児童福祉施設』や『里親委託』といった、家庭から子どもを離す、いわゆる親子分離をした数は、併せて40件、全体の7.0%を占めています。

『措置指導等』は147件、25.9%、『面接指導』は381件、67.1%で、併せて、528件、93.0%は在宅指導をしています。

#### 注)

- ・「措置指導等」とは、児童福祉法27条措置による指導(家庭訪問や通所させるなど の方法による児童福祉司指導など)
- ・「面接指導」とは、児童福祉法27条措置によらない指導(助言指導や継続指導など)

# 8 今後の相談件数の見込み

児童福祉法改正によるこの4月からの新たな市町の相談業務、児童虐待防止 ネットワークや、児童虐待防止法改正による学校等関係機関、県民の通告の意識 やその役割分担などにより、虐待の相談件数はさらに増えていくのではない か。

同時に、地域に身近な市町の相談支援体制が強化され、ネットワークが機能することで、特に、母子保健分野との連携により、未然防止に向けて、早期発見・早期対応への取り組みにつながるのではないか。

# 9 県(子ども家庭相談センタ・)の後方支援

増えつづける子ども虐待への対応や新たに児童相談の窓口となる市町への支援のため、この4月から、県下2箇所にある各子ども家庭相談センターに、児童福祉司を5名増やし23名の体制にするとともに、中央子ども家庭相談センターに夜間および土日・祝日の昼間に、電話相談指導員を新たに1名配置するなど、体制の強化を図っております。

(ホットライン24時間 077-562-8996)

市町の児童相談業務や児童虐待ネットワークなどの機能強化に向けて、研修 (初期研修は終了、フォーローアップ研修はこの秋に実施予定)を行う他、 7月から、直接、全市町の実地調査を行い、事務の執行状況の確認と今後の 連携のあり方などについて指導を行う予定です。

# 平成16年度 子ども家庭相談センターにおける子ども相談の状況

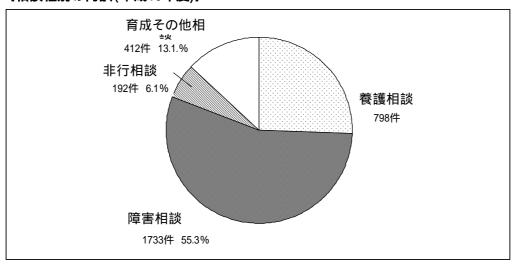
#### 1 相談の状況

#### 全体の相談件数

		VIII P4V				
年度	内容	養護相談	障害相談	非行相談	育成相談等	計
	H 1 2	498	2,595	191	1,570	4,854
	H 1 3	576	2,851	230	1,006	4,663
	H 1 4	513	3,021	175	483	4,192
	H 1 5	632	1,622	197	388	2,839
	H 1 6	798	1,733	192	412	3,135
	H 1 5	632 798	1,622 1,733	197	388	2,

(参考)全国の相 談件数								
362,655								
382,016								
398,552								
345,012								
(未発表)								

#### 【相談種別の内訳(平成16年度)】



# 虐待の相談件数

内容 年度	養護相談	障害相談	非行相談	育成相談等	計
H 1 2	264	4	7	133	408
H 1 3	325	5	8	117	455
H 1 4	313	5	4	18	340
H 1 5	391	12	9	13	425
H 1 6	544	11	2	9	566

(参考)全国の虐 待相談件数
18,804
24,792
24,254
27,600
34,368

厚生労働省統計では、虐待相談は養護相談の中のみで取り扱っていますが、本県では、平成9年度から養護相談以外の中で 虐待の事実が判明した件数も含めて公表しています。

#### 2 虐待種別年齢別の状況

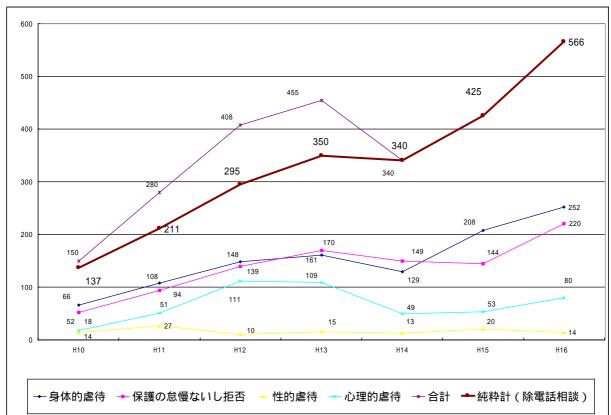
虐待種 別 年度		身体的虐待			保護の怠慢 ないし拒否			性的虐待			心理的虐待				計										
年齢	H12	H13	H14	H15	H16	H12	H13	H14	H15	H16	H12	H13	H14	H15	H16	H12	H13	H14	H15	H16	H12	H13	H14	H15	H16
0~3歳未満	15	30	21	34	30	11	23	25	27	36	0	0	0	0	0	4	6	0	4	8	30	59	46	65	74
3~学齢前児童	39	32	38	64	57	35	51	34	26	41	0	1	1	2	0	9	7	6	14	16	83	91	79	106	114
小学生	72	71	56	83	109	63	67	70	65	97	0	1	2	5	4	89	87	28	20	31	224	226	156	173	241
中学生	15	21	10	23	41	25	23	15	26	40	3	6	8	7	7	7	7	14	13	17	50	57	47	69	105
高校生・その他	7	7	4	4	15	5	6	5	0	6	7	7	2	6	3	2	2	1	2	8	21	22	12	12	32
計	148	161	129	208	252	139	170	149	144	220	10	15	13	20	14	111	109	49	53	80	408	455	340	425	566

平成12年度分より「登校禁止」は「保護の怠慢・拒否」に含まれた。

<sup>「</sup>育成相談等」には、「育成」「保健」「その他」が含まれています。

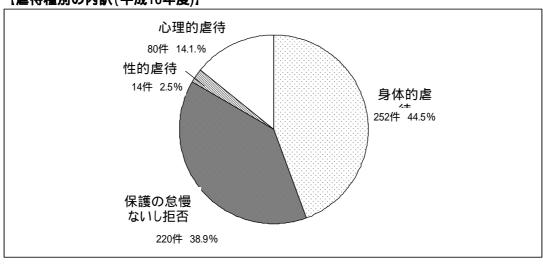
<sup>「</sup>障害相談」は、H15からの市町主体の障害者支援費制度の施行により減っています。

#### 【虐待相談件数の推移】

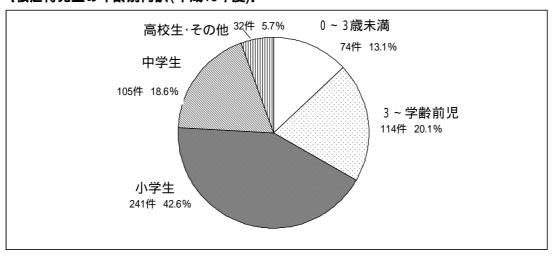


平成13年11月に滋賀県青少年・子ども電話総合相談室が設置され、それまで子ども家庭相談センターで行ってきた電話相談 業務が移行されたため、合計グラフとは別に「純粋計(除電話相談)」をグラフ化している。

#### 【虐待種別の内訳(平成16年度)】



# 【被虐待児童の年齢別内訳(平成16年度)】



#### 3 虐待相談の経路状況

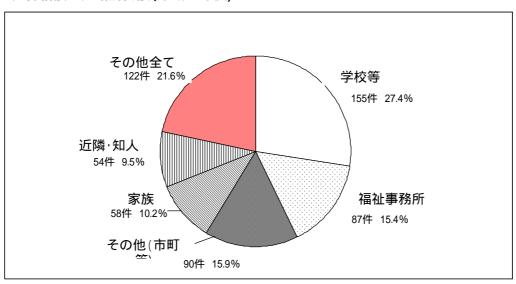
相談経路年度	家族	親戚	隣人 ・ 知人	児童 本人	福 祉事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童 福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
H 1 2	155	9	16	3	97	1	0	6	28	18	45	30	408
H 1 3	180	7	21	2	65	0	5	17	39	13	52	54	455
H 1 4	56	3	6	1	93	1	1	17	33	10	40	79	340
H 1 5	49	12	36	1	80	5	2	15	35	14	62	114	425
H 1 6	58	19	54	5	87	5	4	23	50	16	155	90	566

各相談経路から直接子ども家庭相談センターに連絡・相談があった件数をあらわす。

「児童委員」は、市町や福祉事務所に通告することが多く、直接児童相談所へ通告することは少ない。

「その他」は、主に市町である。

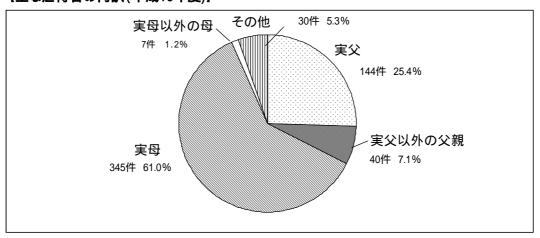
# 【虐待相談の経路別内訳(平成16年度)】



# 4 虐待相談の主な虐待者状況

虐待者 年度	実 父	実父以外 の父親	実母	実母以外 の母親	その他	計
H 1 2	79	16	299	3	11	408
H 1 3	96	20	319	2	18	455
H 1 4	90	27	201	5	17	340
H 1 5	96	23	268	8	30	425
H 1 6	144	40	345	7	30	566

# 【主な虐待者の内訳(平成16年度)】

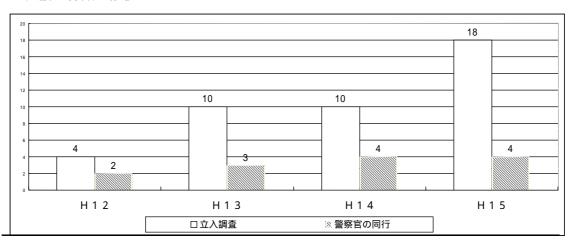


# 5 立入調査の状況

内訳 年度	滋賀県	左の内、警察官の 同行を求めたもの	(参考)全国 厚生労働省報告例
H 1 2	4件( 4名)	2件(2名)	96件(132名)
H 1 3	10件(10名)	3件(3名)	194件(268名)
H 1 4	10件(15名)	4件( 6名)	184件(275名)
H 1 5	18件(27名)	4件( 7名)	226件(249名)
H 1 6	21件(27名)	6件( 8名)	(未公表)

立入調査:児童福祉法第29条、児童虐待防止法第9条に規定

# 【立入調査件数の推移】

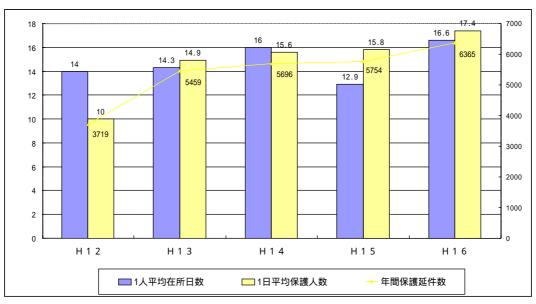


# 6 一時保護件数

# 一時保護所の保護件数の年度別推移

	項目	年間保護実人数	年間保護件数		年間保証	護延件数	1人平均在所日数	1日平均保護人数	1日最高在所人数
L	年度	中间体暖失八妖		うち虐待		うち虐待	TO T SEMION	1日125休暖八妖	1日取同正///八奴
	H 1 2	287	515	162	3,719	2,405	14	10	29
	H 1 3	281	381	216	5,459	2,641	14.3	14.9	27
L	H 1 4	227	355	108	5,696	2,619	16	15.6	21
L	H 1 5	285	447	196	5,754	2,669	12.9	15.8	31
	H 1 6	296	383	169	6,365	3,537	16.6	17.4	31

# 【一時保護所の保護件数の推移】

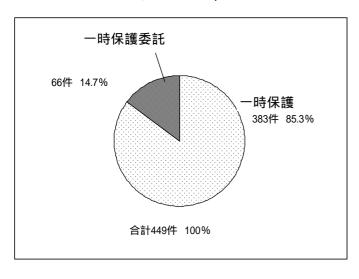


#### 一時保護委託件数(平成16年度)

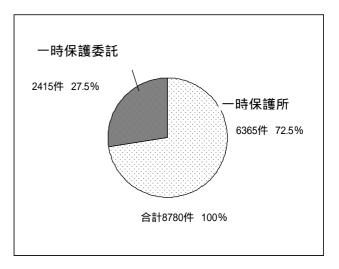
委託先 件数	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	里親委託	その他	計
年間保護件数	15	13	9	21	8	66
年間保護延件数	741	428	719	104	423	2,415

<sup>「</sup>その他」は、情緒障害児短期治療施設、障害児関係施設、その他が含まれています。

# 【一時保護件数(平成16年度)】



# 【一時保護延件数(平成16年度)】

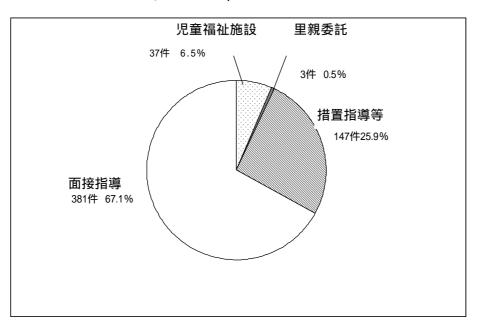


# 7 虐待相談の処理状況(平成16年度)

内容 件数	児童福祉施設	里親委託	措置指導等	面接指導	計
処理件数	37	3	147	381	568

処理件数は、前年度からの受付件数の未処理分があるため、当該年度の受付件数と相違する。

#### 【処理状況件数(平成16年度)】



<sup>「</sup>措置指導等」は、児童福祉司指導など法措置による指導。(H16は「児童福祉司指導」146件)

<sup>「</sup>面接指導」とは、助言指導や継続指導など、法措置によらない指導のこと。